

安曇野まちなかカレッジ実行委員会 規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は「安曇野まちなかカレッジ実行委員会」と称し、事務局は安曇野市穂高5047に置く。

(目的)

第2条 この会は、会員の情報共有によるソフト事業の一体化と、協働のまちづくりに向けた交流の場づくりを行うことを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を実施する。

- (1) 調査研究事業(ワークショップ、ストーリーづくり等)
- (2) 広報啓発事業(情報共有、情報発信等)
- (3) ゼミナール事業(まちゼミ、安曇野学講座等)
- (4) その他事業(フィールドワーク、文化祭等)

(会員)

第4条 この会の会員は、第2条に定める目的に賛同し、第3条の活動を行う団体とする。

2 この会の会費及び入退会の手続き等は、別に定める。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。役員は総会において選出する。

- (1) 委員長・・・会を代表し、その活動を総理する。
- (2) 副委員長・・・代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員・・・会の運営及び会務の審議を行う。
- (4) 会計・・・会の経理を行う。
- (5) 監事・・・会の活動状況及び会計について監査を行う。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(会議)

第6条 この会の会議は、年1回の総会及び運営委員会とする。運営委員会は委員長、副委員長、運営委員、会計で構成する。

2 総会は会員の二分の一以上(委任状を含む)の出席で成立し、議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 運営委員会は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第7条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第8条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、運営委員会にて別に定める。

附 則

この会則は、平成25年7月18日から施行する。

この会の最初の役員の任期は、平成27年3月31日迄とする。